

高知県アニメプロジェクト支援員（高知県産業イノベーション課地域おこし協力隊）設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「高知県アニメプロジェクト（以下「アニメプロジェクト」という。）」を推進するために配置する「高知県アニメプロジェクト支援員（以下「支援員」という。）」の業務等に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 アニメ関連企業やアニメクリエイター等を高知県に呼び込むことで、県内にアニメ産業を集積し、若者や女性の雇用創出や地域産業活性化につなげることを目的とするアニメプロジェクトを推進するため、支援員を配置し、さらなる取組の加速化を図る。

（業務内容）

第3条 支援員は産業イノベーション課に配置し、庁内関係所属及び市町村、関係団体、事業者等と連携し、次に掲げる業務を行う。

- (1) アニメプロジェクトの認知度向上に関する業務
- (2) アニメプロジェクト関連イベント（講演会、制作体験講座、アニメ教室など）の運営補助業務
- (3) その他アニメプロジェクトの取組の推進に関する業務

（身分）

第4条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員とする。

（任用期間）

第5条 支援員の任用期間は会計年度の範囲内とするが、引き続き職が設置された時は、最長3年間まで人事評価により再度任用される場合がある。

（任用）

第6条 支援員は、次の各号の要件を全て満たす者の中から、知事が任用する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から、県内に移し、住民票を異動させた者
- (3) 前号に規定する地域要件は、「地域おこし協力隊推進要綱」及び「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」によるものとする。
- (4) 前各号に規定するもののほか、任務に必要な技能及び資質は、募集要項に定めるところによる。

（給与、服務等）

第7条 支援員の給与、服務等については、「高知県会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱」の定めによる。

（守秘義務）

第8条 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退職)

第9条 支援員は、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに退任届を提出しなければならない。

(県の役割)

第10条 県は、支援員が円滑に活動を行うことができるよう、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 日々の業務管理、キャリアアップ支援
- (2) 業務上必要となる市町村、関係団体等との調整
- (3) その他支援員の円滑な活動に必要なこと

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。